

維持管理計画書

1. 受入時の産業廃棄物の確認方法・展開検査の方法・埋立方法に関する事項

(1) 産業廃棄物の確認方法

- ① 産業廃棄物を目視で確認し、種類・性状がマニフェスト及び契約内容と一致することを確認して産業廃棄物の重量を測定する。又、目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着していたことが判明した場合は、受付時点で受入を拒否する。又、風が強い日は、廃プラスチック類・石綿含有産業廃棄物などの受入を中止する。
- ② さらに確認をするため、産業廃棄物展開場に産業廃棄物を搬入車両から降ろして、産業廃棄物を重機等により広げて目視による簡易検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査する。
- ③ 確認作業で適切と判断された産業廃棄物のみを受入し、不適切と判断された場合は受入を拒否する。又、混入産業廃棄物の分別が可能な場合は、人力等で分別して適切と判断された産業廃棄物のみを受入し、不適切と判断された産業廃棄物は搬入業者に返却して、マニフェストの訂正及び再発行してもらう。

(2) 展開検査の方法

- ① 展開検査は、搬入された産業廃棄物の全量を対象とし、展開検査場で搬入された産業廃棄物を積み降ろす前に再度、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入し、又は付着していないか車上から目視で確認する。
- ② 目視の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明して場合は、搬入処理を拒否する。
- ③ 搬入された産業廃棄物を展開検査場に降ろし、重機等を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を検査し、当該廃棄物の混入が確認され混入産業廃棄物の分別が可能な場合は、人力等で分別して適切と判断された産業廃棄物のみを受入し、不適切と判断された産業廃棄物は搬入業者に返却する。
- ④ 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を「展開検査記録表」に記録し、保管する。展開検査記録簿は別紙のとおり。
- ⑤ 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記作業が終わるまでは、次の搬入車両を展開検査場に入れない。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物については、後記6. その他の(2)に記載のとおり、搬入業者と事前に打合せを行い受入するため、また、梱包の開封は危険であるため、目視のみで事前打合せの確認を行い、展開検査は行わない。

(3) 産業廃棄物の埋立方法

- ① 搬入車両に、産業廃棄物埋立処分場内の埋立場所を指定する。
(中間処理後埋立最終処分として受託したゴムくず・廃プラスチック類は、展開検査後にそばに設置してある破砕機で破砕後、タイヤショベルで破砕物を最終

処分場へ運搬して埋立する。他の産業廃棄物は、展開検査後にタイヤショベルで搬入車両に再度積み込み、最終処分場内の指定場所に荷下ろしします。）

- ② 搬入車両は、洗車施設でタイヤを洗浄してから処分場内に移動する。
- ③ 廃プラスチック・ゴムくずは、中間処理施設（破砕機BR300S）にて、中空にならないようにおおむね15cm以下に破砕してから埋立（上記①に記載のとおり）する。
- ④ 石綿含有産業廃棄物は固定の位置に埋立。他の産業廃棄物は、種類、性状により埋立場所を分けて埋立し、埋立進捗状況により産業廃棄物の埋立場所をローテーションして廃棄物層の安定性を確保する。
- ⑤ 重機により産業廃棄物を整地し、次の産業廃棄物の受入準備をする。
- ⑥ 搬入車両は、洗車施設でタイヤに付着した土砂やごみ（埋立処分場内で付着した産業廃棄物の破片）を洗浄する。ごみは人力により、都度回収して埋立処分場で処分する。また、水は、沈殿槽に集水し上水をU字型側溝より高根川へ放流する。

2. 埋立中の施設・設備の点検に関する事項

(1) スケール

- ① 計量法第25条第1項の定めによる定期検査を2年に1度行い、北海道知事に届出る。

(2) 洗車施設

- ① 始業前に、水量・水質・排水・沈殿槽・施設全体の点検を行う。
- ② 施設に異常が確認された場合は、搬入車両の侵入を禁止し、異常個所の修復を行う。修復中は、廃棄物の受入は中止する。

(3) 展開場

- ① 展開場使用の都度、残留物の有無の確認、施設の状態を目視で確認する。

(4) 破砕機・重機

① 始業時点検

1) エンジン

- I. オイル・冷却水の量と汚れ、Vベルトのゆるみ、損傷
- II. 始動性、排気性、異音、ラジエターの損傷
- III. 取付ボルト・ナットのゆるみ、脱落

2) 旋回体

- I. 燃料タンクの油量・もれ・異物混入、作動油タンクの油量・もれ
- II. 各操作レバー・ブレーキペダルの作動、操作力、遊び
- III. 各油圧機器の作動、配管・ホースの油もれ、損傷
- IV. 各部の変形、破損、異音、取付ボルト・ナットのゆるみ、脱落

3) 足回り

- I. 覆帯・走行チェーンのゆるみ、摩耗、損傷、ブレーキの効き具合
- II. 上・下ローラの油もれ、摩耗

- Ⅲ. タイヤの空気圧
- Ⅳ. 駆動装置の油もれ
- Ⅴ. 取付ボルト・ナットのゆるみ、脱落

4) 作業装置

- Ⅰ. 油圧ポンプ・油圧ホース・シリンダー・配管の油もれ、摩耗、損傷
- Ⅱ. 駆動装置の油もれ
- Ⅲ. 取付ボルト・ナットのゆるみ、脱落、給脂状態

5) その他

- Ⅰ. 各計器類・スイッチ・灯火・警報器の作動状態
- Ⅱ. 機械全体の損傷、変形

② 作業管理

- Ⅰ. 作業中に異常が確認されたら、直ちに作業を中止してエンジンを停止し、点検は複数の人員にて行う。
- Ⅱ. 始業開始前に、当日の作業予定・機械の配置予定を定め、機械どうしの接近防止、搬入車両の安全を図る。

(5) 防護柵・排水施設

- ① 防護柵は毎日1回点検し、風の強い時は常時点検する。
- ② 排水施設は、毎日1回、冬期間は週1回点検し、雨天時は常時点検する。
- ③ 防護柵・排水施設に異常が発生した場合は、直ちに修復するものとする。ただし、異常天候時は、安全を確認のうえ修復を行う。

(6) 埋立処分場堰堤

- ① 処分場堰堤は毎日1回点検し、雨天時は常時点検する。
- ② 堰堤の築堤は、盛土高 $H=0.30\text{m}$ ごとに転圧締め固めを行い、法面仕上げ完了後、直ちに堰堤外側法面は種子吹付緑化を行い法面の安定を図る。堰堤外側法面の衣土は、産業廃棄物埋立処分場予定地は元々農地であったので、処分場造成時に表土を処分場外に堆積して置き、利用します。施肥は、種子吹付資材に種子・肥料・土壌改良材が含まれており、種子吹付時とします。
- ③ 法面崩壊等が生じたときは速やかに補修する。ただし、異常天候時は、安全を確認のうえ修復を行う。

(7) 立札等

- ① 立札は入口左側の見易い個所に設置し、常に見易い状態に保守・点検を行う。又、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換その他必要な措置を講ずる。

3. 水質検査等の実施に関する事項

(1) 地下水

① 埋立開始前

- Ⅰ. 地下水の水脈は、目次22. 「生活環境影響調査報告書」のとおりA・Bの2系統が予測される為、処分場予定地内部4カ所（別紙水質検査用観測井戸

および浸透水採取箇所)に観測井を設置して水質検査を行い、「一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の別表第2に定める項目(以下、地下水等検査項目という。)を行う。なお、処分場予定地内部に地下水が流れ込まないように西側と南側に地下水排水暗渠を設置するためB系統下流の観測井には地下水が観測されないと想定されますが、処分場予定地内部への地下水の流入の有無を確認するために設置するもので、水位が確認された時には水質検査を実施します。ダイオキシン類の測定は、使用検査前に測定し、使用検査時に報告します。

② 埋立中

I. 埋立中は、A系統の上流及び下流並びにB系統の上流で実施する。

B系統下流は地下水位を観測し記録することとし、地下水位が確認された場合のみ水質検査を実施する。

また、処分場予定地内部に地下水が流れ込まないように西側と南側に地下水排水暗渠を設置しますが、暗渠が十分機能しているか西側切土部分や未埋立地からの湧水の有無を確認し記録する。

II. ダイオキシン類の測定は、産業廃棄物埋立処分場許可後、使用前検査前に測定し、検査時に報告します。また、翌年も測定を行います。

③ 埋立終了から廃止までの間

I. 埋立終了後は、地下水等検査項目を上記②のI記載の観測井より2年以上にわたり年1回行う。

④ 水質の悪化が認められた場合の措置

I. 地下水等検査項目の検査結果を埋立処分前検査データと埋立処分開始後検査のデータとを比較し、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合は、支庁等関係官庁に連絡し、新たな産業廃棄物の搬入を中止する。

II. 地下水等の維持管理にあたり、日頃より異常気象や地震などによる山林の崩落や地盤沈下等の地形の変化を記録し、さらに埋立処分場予定地近傍でのポイントソース的要素やノンポイントソース的要素を記録して置く。

地下水等検査項目の水質の悪化が認められた場合は、水質の詳細な調査を始め上記の記録を考慮して、場合によっては処分場内の試掘調査を含め水質悪化の原因調査を実施し、最終処分場が原因であると明らかなきは、支庁等関係諸官庁と協議のうえ、原因物の撤去等必要な措置を講ずる。

(2) 浸透水

① 埋立中

I. 埋立中は、目次7.「処理施設設計概要説明書」11-12及び別紙水質検査用観測井戸および浸透水採取箇所に示す2箇所より、地下水等検査項目を年1回行う。

II. BODは、毎月1回行う。

② 埋立終了から廃止までの間

I. 埋立終了後は、地下水等検査項目を目次7.「処理施設設計概要説明書」

11-12及び別紙水質検査用観測井戸および浸透水採取箇所を示す2箇所より2年以上にわたり年1回行う。

II. BODは、3月に1回2年以上にわたり行う。

③ 水質の悪化が認められた場合の措置

I. 検査結果により水質が安定型最終処分場の浸透水に係る水質基準に不適合となった場合は、支庁等関係官庁に連絡し、速やかに新たな産業廃棄物の搬入及び埋立を中止する。

II. 浸透水が基準に適合しない原因となった原因物の撤去等、支庁等関係諸官庁と協議のうえ生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

4. 埋立終了から廃止までの維持管理方法

詳細は、目次2. 「埋立処分終了後の管理計画書及び跡地利用計画書」のとおり

5. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法に関する事項

(1) 維持管理の記録

- ① 埋立られた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量。廃止までの間保存。
- ② 堰堤等の点検日及び異状の有無、異状に対して必要な措置を講じた年月日及び講じた措置の詳細な内容。
- ③ 残余容量（年1回測定）の測定日、その残余容量。
- ④ 展開検査の各月ごとの実施回数、検査の結果において安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日。
- ⑤ 地下水及び浸透水の水質検査（年1回測定）に係る地下水を採取した場所、採取年月日、水質検査の結果が得られた年月日、水質検査の結果、異状に対して講じた措置の年月日と詳細な内容。
- ⑥ 浸透水のBOD検査（月1回測定、埋立修了後は3ヶ月に1回測定）に係る浸透水を採取した場所、採取年月日、水質検査の結果が得られた年月日、水質検査の結果、異状に対して講じた措置の年月日と詳細な内容。
- ⑦ 処分場及び地下水の水質維持管理にあたり、異常気象や地震並びに周辺地域の地形の変化等の自然的要素及び処分場近傍での見た事柄。

(2) 記録閲覧の方法

- ① 上記の維持管理の記録については、本社及び処分場管理事務所に備えおき、地域住民等の生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じ、本社または処分場管理事務所のどちらか利害関係者の希望する場所及び時間に閲覧できるようにする。
- ② 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしにこれを拒まない。

6. その他

- (1) 維持管理積立金を積み立てる。

(2) 石綿含有廃棄物の埋立については、石綿含有廃棄物の埋立作業、埋立跡地の再掘削による再飛散を防止するとともに、埋立記録の保存等を容易にするため、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立を行う。

① 受入

- I. 石綿含有産業廃棄物を受入るにあたり、事前に埋立場所、受入時に、収集・運搬時に破損等がなかったかなどその状況を確認し、破損等があつて石綿の飛散のおそれがある場合には、散水等によって湿潤化した上で荷下ろしするなど荷降ろしの方法、展開検査は危険性があるので梱包の開封は行わず目視による確認とし、人員・機材の位置、その他について受入要領を定めておく。
- II. 受入契約時には、受入予定日時、石綿含有産業廃棄物の形状・量等を関係者間で事前に打ち合わせておく。
- III. 受入時には、車両ごとに manifests の確認と現物目視により、石綿含有産業廃棄物であつて他の廃棄物と区分されていることを確認してから、原則として小分けして、中の廃棄物が確認できる透視性の耐水性の材料（透明で厚手のビニール袋等）で二重に梱包してある状態で受入を行い、作業に従事する者については、石綿障害予防規則及び関係法令に基づき従事させる。

② 埋立場所

- I. 石綿含有産業廃棄物を埋立処分をする場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着しないように確認を行ったうえで埋立する。
- II. 最終処分場は、跡地が利用されたり、廃棄物が掘り出されたりする場合があります、石綿の飛散のおそれが想定されるため、埋立場所を特定できるように一定の場所を定めて埋立する。
- III. 埋立場所の選定にあたっては、跡地の管理、利用等を考慮し、埋立予定地は別紙石綿含有産業廃棄物埋立場所に示しました。
- IV. 石綿含有産業廃棄物の埋立場所については、最終処分場内に石綿含有産業廃棄物の埋立区域を示す杭を設置し、石綿含有産業廃棄物埋立場所の看板を立てる。
- V. 埋立終了後の跡地管理のため、埋立した石綿含有産業廃棄物の受入年月日、排出業者名、埋立方法・覆土量・埋立量、埋立場所の位置・深さを記録し、埋立場所を示す平面図・断面図などを永久保存する。

③ 埋立方法

- I. 石綿含有産業廃棄物の受入時の状態により、石綿の飛散のおそれがある場合は、受入物を湿潤化してから荷降ろしする。
- II. 石綿含有産業廃棄物は、処分場内の一定の場所において、石綿含有産業廃棄物が分散しないよう埋立るとともに、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を覆土する。
- III. 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることがないように覆土し

た後に行う。

IV. 石綿の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物の埋立後速やかに埋立面の上面を必ず覆土する。又、埋立を行わない平常時は、立入禁止の立札を立て、人を近づけないようにする。

- (3) 産業廃棄物が埋立地の外部に飛散しないように、重機により転圧・締固めを行い強風等異常気象時は、即日覆土を行う。
- (4) 悪臭は、安定型5品目の埋立のため発生は想定していないが、もし発生した場合は、原因の把握と除去等の必要な措置を講ずる。
- (5) 火災発生防止のため、管理事務所に消火器3本を備え置き、さらに最終処分場入口付近に4tの貯水槽を設置する。火気は、管理事務所を除き、原則として使用禁止とする。
- (6) 衛生害虫は、安定型5品目の埋立のため発生は想定していないが、もし発生した場合は、薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- (7) 防護柵・出入口
 - ① 最終処分場周囲に設置された防護柵により、人や動物の侵入を防ぎ、出入口は作業終了後及び休日には、閉鎖して施錠する。
 - ② 防護柵に異常が発生した場合は、直ちに修復するものとする。ただし、異常天候時は、安全を確認のうえ修復を行う。
- (8) 事故防止のため、最終処分場内を常に巡回監視及び点検をする。
- (9) 最終処分場の適正な管理・運営を行うため、始業前の朝礼・指導・教育を行う。
- (10) 最終処分場予定地の高根町地域においては、予定地奥に当社の処分場が営業しているため、国道の入口から処分場までの道路上のゴミ拾いを常に行っており、冬期間は、地域人家の間口除雪を行っております。また、地域には露頭抗があり、石炭を運搬する大型車が通行するため、石炭車・産業廃棄物搬入車両双方が徐行運転と待避行動を励行しております。今後とも地域住民へ配慮するとともに、最終処分場に係る苦情等については、誠意を持って対処し、問題解決に当たりその記録（地域住民の状況報告書）を作成して保存します。

